

自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書

1. 貸付公募物件

(1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

・対象となる貸付場所は、次のとおり。

○ 新潟市鎧潟クリーンセンター 工場棟3階（屋内）

(2) 貸付場所、貸付面積、台数及び最低貸付料（月額）

物件 番号	貸付場所	貸付面積	台数	最低貸付料 (月額)
1	新潟市西蒲区鎧潟12618番地 新潟市鎧潟クリーンセンター 工場棟3階（屋内）	1.50 m ²	1	486円

※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、回収ボックス設置、転倒防止に必要な器具の設置並びに電気使用量を計測するための専用子メーター設置面積を含む。設置にあたっては、施設管理者と協議のうえ設置すること。

※2 「最低貸付料」には、消費税及び地方消費税を含まない。1月に満たない期間については、日割り計算により期間中の貸付料を求める。

※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず応募前に設置場所の確認をしておくこと。

2. 貸付期間

令和7年6月1日から令和12年5月31日まで（5年間・更新なし）

3. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① それぞれの自動販売機の大きさは、回収ボックス、専用子メーター等を含め、「貸付面積」以内に設置できるものとする。

② デザイン及び色は、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

・以下の条件のうち、最低でも3項目以上を満たしていること

○ 屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造となっていること

○ 硬貨投入口が受け皿型（一括投入方式）となっていること

○ 硬貨返却レバーは、小さな力で容易に操作できるものであること

○ 硬貨返却口は、片手で硬貨を取り出せる構造であること

○ 紙幣挿入口は、片手で操作できる構造であること

○ 通常の商品選択ボタンに加え、低い位置（車椅子対応）にもボタンがあること

○ 商品や小物を置くことができるテーブルを備えていること

③新品もしくは未使用品を設置すること。

(2) 災害対応

① 大規模災害発生時において、新潟市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料

を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること。

② 災害対応型であることを表示していること。

(3) 環境対策

① ノンフロン二酸化炭素，炭化水素，または代替フロン（ハイドロクロロフルオロカーボン，ハイドロフルオロカーボン）を冷媒として採用した機種とする。

② 「照明の自動点滅・減光」，いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等，消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(4) 安全対策等

① 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生「食品，添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し，販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また，商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により，偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また，屋内装置であっても，「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し，犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の回収

① 自動販売機に併設して，販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置する。

② 回収ボックスの規格

- ・プラスチック製または金属製とする。
- ・容器回収頻度と回収量を考慮し，回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり，周囲に散乱したりしないよう，十分な収容容積のものとする。

③ 使用済み容器については，容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置事業者において，商品の補充及び消費期限の確認，売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置事業者において，専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか，故障時には即時対応する。

③ 自動販売機の故障や問い合わせ，苦情については，設置事業者の責任において対応すること。また，自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

④ 自動販売機の電気料金を計測するため，専用子メーターを設置すること。

4. 販売商品の種類等

(1) 酒類を除く清涼飲料とする。また，缶・ペットボトル・瓶による販売に限る。

(2) 標準販売価格以下の販売とする。

(3) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう，水，お茶，コーヒー，紅茶，炭酸飲料，スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

5. 貸付料

- (1) 標準貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に「貸付料（貸付単価）見積書」に記載された貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。なお、標準貸付料が最低貸付料を上回る場合は標準貸付料を、標準貸付料が最低貸付料を下回る場合は最低貸付料を、新潟市に支払うものとする。
- (2) 屋内に設置する自動販売機の場合、設置者が新潟市に支払う貸付料は、(1)の当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。）とする。
- (3) 貸付料は新潟市が発行する納入通知書により、四半期ごとに新潟市の指定する期日までに支払うものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合の最低貸付料は、日割りをもって計算する。

6. 売上手数料

徴収しない。

7. 費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
工事を必要とする場合には、新潟市の指示に従うものとする。

(2) 電気料金

- ① 「新潟市公有財産事務取扱要領」の規定により算定した額を設置事業者が負担する。
 - ② 新潟市が発行する納入通知書により、新潟市が指定する期日までに納入すること。
- (3) 電気使用量を計測するための専用子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては新潟市の指示に従うものとする。

8. 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して新潟市の確認を受けなければならない。

9. 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10. 商品等の盗難及び破損

- (1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11. その他

事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については、新潟市はその責を負わない。

12. 参考データ

年間販売実績本数

	屋内設置
令和5年度	約1,700本
令和6年度	約1,700本

※上記本数は、標準単価より1本につき20円減額した価格で販売した実績です。

※上記本数は売上を保証するものではありません。